

## 第3号議案 作業療法士養成における学士課程を標準とした教育の推進および多様な学びに資する教育体制の構築に関する基本方針の承認の件

### 1. 趣旨

作業療法士養成教育の質を将来にわたって保証し、国際基準に適合させるとともに、高度化・多様化する現在の医療・福祉および広範な社会ニーズに応える専門性を担保するため、協会における養成教育の標準を学士（または同等資格）とする基本方針を策定する。併せて、18歳人口の急減に伴う学校養成施設への入学者の減少、並びに作業療法学校養成施設の地域偏在といった社会情勢の変化に対応するため、看護師等の他の医療関係職種との共通科目の拡充による柔軟な修業年限の設定や、厚生労働省の審議会等において提唱されているICTの活用およびサテライト化を視野に入れた「多様な学び」を包含する持続可能な養成モデルの構築について、今後の検討の方向性として位置付け、協会としての基本方針の承認を求める。

### 2. 基本方針

#### (1) 学士課程を基本とした教育の標準化

作業療法士は、活動および参加を支援する専門的知識と技術を有し、これらを提供することで地域共生社会の実現に貢献しうる専門職である。保健医療分野において、地域共生社会に資する作業療法士を確保するためには、養成課程では、保健医療の知識・技術を基盤としつつ、福祉、公衆衛生、産業、教育、研究分野における作業療法の知識・技術を体系的に修得することが求められている。

また、われわれ作業療法士が、協会の生涯学修制度のみならず、大学院進学等のキャリア形成を円滑に進めるためには、学士課程（または同等資格）を基盤とした教育水準への標準化が必要である。このように、作業療法士の実践の場で必要な高度な批判的思考力やエビデンス活用能力を担保する観点から、養成課程から作業療法士としての生涯学修・キャリア形成を見据え、学士課程を基本とした教育形態への移行・標準化を目指す。併せて、世界作業療法士連盟（WFOT）は、2031年以降、学士号（または同等資格）を基盤とした教育課程を認証の基本要件とする方針を示していることから、本方針は日本の作業療法士の国際的な信頼性の維持・向上にも資するものである。

なお、理学療法士及び作業療法士法に基づく従来からの三年制の養成課程については、これまで地域における医療・介護・福祉人材の確保に重要な役割を果たしてきたところであり、その意義は引き続き尊重されるべきものである。教育審議会養成教育の在り方検討小委員会「答申」（2026年3月18日）においては、教育内容の過密化や学修時間の制約等、一定の課題が指摘されているところであるが、これらは養成課程全体の質の向上に向けて共有されるべき課題である。

本方針は、学士課程を標準とする方向性を示すものであるが、既存の多様な養成形態を否定するものではない。地域の医療・介護・福祉等の実情に応じた人材養成体制の確保の観点から、三年制養成課程の役割を尊重しつつ、各養成施設の実情に応じた教育内容および教育方法の工夫・発展を含め、今後の在り方について引き続き検討を進める。

#### (2) 医療関係職種間における共通科目の拡充による修業年限の柔軟化

社会保障審議会医療部会（第122回、2025年12月8日）における資料では、医療関係職種間における既修単位の履修免除の活用や修業年限の柔軟化等を通じ、若者や社会人にとって参入しやすい養成課程の在り方について検討する必要性が示されている。協会においては、多職種との連携・協力のもと、

これらの課題の把握を行い、看護師等の他の医療関係職種の養成課程との共通科目の拡充の可能性について検討する。これにより、各職種の専門性を前提としつつ、タスク・シフト／シェアの推進を踏まえ、他の医療関係職種との相互理解の促進と作業療法士の専門性の維持向上の両立を図るとともに、他の医療関係職種（有資格者）や学士等の編入学にも対応し得る合理的な修業体系の構築に向けた検討を行う。

また、リカレント教育の推進の観点から、社会人の学び直しやキャリア形成を支援する教育機会の充実を図るとともに、多様な学修歴や職務経験を踏まえた柔軟な教育の在り方について検討を進める。